

◎給与支払報告書の記入について

7	給与・支払報告書（個人別明細書）	※ 区分	※ 種別	※ 整理番号	※
支 払 受 け る 者	住 所	宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1	（受給者番号 0123-456789） （個人番号） ① 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2	（役職名）代表取締役 （フリガナ）トメシ タロウ	氏 名 登米市 太郎
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 （調 整 控 除 後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給与等	5,900,000	4,280,000	3,991,344	0	
（源泉）控除対象配偶者 の有無	配偶者（特別） 控 除 の 額	③ 控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）	16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 （本人を除く。）	非居住者 である 親族の数
有 従 有	千 円 ② 380 000	特 定 1 人 従 人 1 人 従 人 1 人 従 人 1 人	1	特 別 1 人 従 人 1 人 従 人 1 人	④ 1
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地産保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額		
内 円 411,344	円 120,000	円 50,000	円 14,400		
（摘要）	源泉徴収時所得税減税控除済額14,700円、控除外額195,300円 普通徴収F（5月31日退職予定）前職：登米産業(株) 令和6年3月31日退職 支払金額：1,478,700円 源泉徴収税額：61,054円 社会保険料：104,860円 （1）登米市吾郎				⑤
生命保険料 の金額の内訳	新生命保険 料の金額	旧生命保険 料の金額	介護医療保 険料の金額	国民年金保 険料の金額	旧国民年金 保険料の金額
円 33,000	円 50,000	円 90,000	円 0	円 0	円 78,000
住宅借入金等 特別控除の 額の区分	住宅借入金等特 別控除適用数	居住開始年月 日（西暦）	居住開始年月 日（西暦）	住宅借入金等特 別控除区分（西暦）	住宅借入金等 年末残高（西暦）
⑥	1	28 年 12 月 24 日	住 住	10,000,000 円	
（源泉・特別） 控除対象 配偶者	フリガナ トメシ マチ子	氏 名 登米市 マチ子	配偶者の 合計所得	230,000 円	国民年金保 険料の金額
⑦	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2			基礎控除の額	円 0
控 除 対 象 扶 養 親 族	フリガナ トメシ ハナ子	氏 名 登米市 ハナ子	⑧	フリガナ トメシ サクロウ	氏 名 登米市 三郎
1	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 4		⑨	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 4 8	
2	フリガナ トメシ イチロウ	氏 名 登米市 一郎	2	フリガナ	氏 名
3	フリガナ トメシ ジロウ	氏 名 登米市 次郎	3	フリガナ	氏 名
4	フリガナ トメシ ヨウコ	氏 名 登米市 葉子	4	フリガナ	氏 名
個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 0 8 5			個人番号		
未 成 年 者	死 亡 退 職	本人が障害者 の 有 無	中途就・退職	受給者生年月日	
外国人	乙 欄	特 別	就 職 退 職 年 月 日	元 号 年 月 日	
		その他	○ 6 4 1	昭和 36 10 10	
支 払 者	個人番号又は 法人番号	住所（居所） 又は所在地	氏名又は名称	宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1	（電話） 0220-22-2163
	9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4 5 ⑩				

①支払を受ける者の個人番号（マイナンバー） ※給与の支払を受ける方に交付する源泉徴収票には、個人番号は記載しません。
・給与を受ける方の個人番号を記載します。

②控除対象配偶者の有無
・配偶者控除をしなかった場合には何も記載しません。

③扶養親族の数
・扶養親族の人数と16歳未満の扶養親族の人数を分けて記載してください。

④非居住者である親族の数
・配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち、非居住者の方がいる場合には、その人数を記載します。
※非居住者とは国外に居住するもの（日本国内に住所も居所も有していないもの）を言います。以下同じ。

⑤摘要
・希望する住民税の徴収方法を記載してください。普通徴収を希望する場合は、該当する理由を下記の普A～普Fから選択して合わせて記載してください。
普A. 総従業員数が2名以下（下記「普B」～「普F」に該当するすべての（他市町村を含む）従業員数を差し引いた人数）
普B. 他の事業所で特別徴収（乙欄該当者など）普C. 給与が少なく税額が引けない（年間の給与支給額が93万円以下）
普D. 給与の支払が不定期（給与の支払が毎月でない）普E. 事業専従者（個人事業主のみ該当）
普F. 退職者又は退職予定者及び休職中又は休職予定者（5月末日まで）
・年の中途で就職した方について、前職分も含めて年末調整を行った場合は、【会社名及び退職年月日のほか、（A）他の支払者が支払った給与等の金額、（B）徴収した所得税の合計額、（C）控除した社会保険料の金額】を必ず記載してください。
・5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。なお、氏名の前には括弧書きの数字を付し、下段で記載する個人番号との関係性がわかるように記載してください。（例：（1）登米市吾郎）
また、この者が非居住者である場合には氏名の後に”（非居住者）”と記載し、年少の場合には氏名の後に”（年少）”と記載してください。
・⑥の住宅借入金等特別控除適用数が3以上の場合は、この摘要欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記載してください。
・令和6年度定額減税の適用を受けることができる方については、源泉徴収時所得税減税控除済額及び控除外額を記載してください。また、年末調整の対象とならなかった方については、摘要欄には定額減税等を記載する必要はありません。なお、源泉徴収税額欄には、実際に源泉徴収した税額の合計額を記入してください。

⑥住宅借入金等特別控除の額の内訳
・住宅借入金等特別控除摘要数、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高、区分を記載してください。
・控除額については、取得価格または年末残高から計算した額の低い金額のみ記載してください。

⑦控除対象配偶者 ⑧控除対象扶養親族 ⑨16歳未満の扶養親族
・それぞれ控除等の対象となる方がいる場合には、氏名と個人番号（マイナンバー）を記載してください。なお、対象者が非居住者の場合には区分の欄に「○」を記載してください。
・配偶者特別控除の対象となる配偶者の場合も「⑦控除対象配偶者」の欄に記載してください。

⑩5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号 ⑪5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
・⑧及び⑨欄の対象者が5人以上となる場合は、5人目以降の個人番号を⑩及び⑪欄に記載してください。なお、いずれの場合にも個人番号の前に「⑤摘要欄」で記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との関係性がわかるように記載してください。（例：（1）112233445566）

⑫支払者の個人番号又は法人番号 ※給与の支払を受ける方に交付する源泉徴収票には、個人番号及び法人番号は記載しません。
・支払をする方の個人番号又は法人番号を記載します。